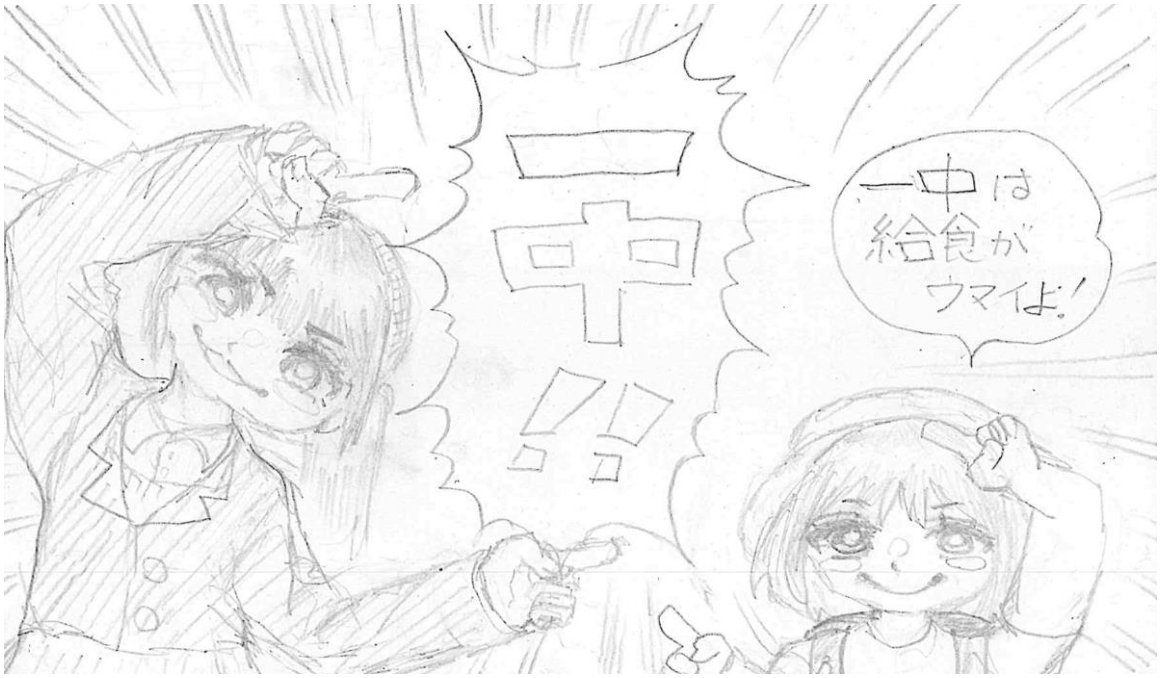
令和8(2026)年度

一中HANDBOOK



※　現(令和７年度)１年生が新(令和８年度)１年生に向けて描いてくれました
　　他のイラストも巻末に掲載しています

吹田市立第一中学校

〒565−0851　吹田市千里山西2丁目2番1号

TEL　06(6384)0886　　FAX　06(6384)0896

URL　http://www2.suita.ed.jp/school/jhs/01-daiichi/

吹田市立第一中学校ＨＰ　吹田市立第一中学校ＨＰ　吹田市立第一中学校ＨＰ　吹田市立第一中学校ＨＰ

目　　次

項　目

	吹田市の教育	１
１	沿革	２
２	卒業生総数	２
３	校区の小学校	２
４	本校の学校区	３
５	教育目標	３
６	学校努力目標	３
７	校章	３
８	校歌	３
９	一中讃歌	３
１０	指導の重点	３
１１	在籍生徒	３
１２	教職員数	３
１３	教育課程	４
１４	支援学級と特別支援教育	６
１５	生活の決まり	６
１６	給食について	８
１７	相談室（心のほっとステーション）	９
１８	緊急時の対応	９
１９	不審者情報	１０
２０	部活動（クラブ活動）	１０
２１	制定品について	１１
２２	学校徴収金について	１３
２３	就学援助費制度について	１４
２４	就学援助費認定者への医療券（医療費補助）について	１５
２５	入学後の転出入について	１５
２６	指定校変更・区域外就学の許可基準	１６
２７	ＰＴＡ規約	１７
２８	一中ＦＡＱ	２０
	（１）　定期テスト	２０
	（２）　短縮授業期間	２０
	（３）　部活動	２０
	（４）　行事	２１
	（５）　評価（成績）	２１
	（６）　学校生活	２１
２９	携帯電話・インターネットについて	２２
３０	不登校ポータルサイト紹介（相談・支援先一覧）	２３

吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「生命(いのち)かがやき ともにつながり 未来(あす)を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、義務教育を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」と ともに新しい時代に求められる資質や能力（言語能力・情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力）を含めた総合的人間力を育成します。また、すべての子どもが安心して学べる豊かな教育環境を創造し、地域との連携を生かした教育活動を推進します。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「生命(いのち)かがやき ともにつながり 未来(あす)を拓く吹田の教育」

基本目標１

総合的人間力の形成

幼児教育から学校教育、生涯学習を通し、確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と 協働しながら未来を切り拓く力を育成します。

基本目標2

社会全体の教育力の向上

ともに学び支えあう社会の実現に向け、家庭、学校・園、地域、関係機関など多様な主体が協働し、社会全体の教育力の向上に取り組みます。

基本目標3

豊かな教育環境の創造

安心と安全のもと豊かな空間で学べるよう学校・園の施設を整備するとともに、ICT 環境のさらなる充実や子供たちの居場所づくりなど、社会状況の変化に柔軟に対応し、教育の質の向上に向けた環境整備に取り組みます。

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、 自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を 高めていくことを目標にしています。

スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことできるようになりたいね！

- まずは、自分を好きになることから
- 相手の立場に立って考えること
- 自分の思いを相手にきちんと伝えること
- 解決するまでねばり強く取り組むこと
- 自分で決断し責任を持つこと
- ものごとを公平にみること
- ちがいを認め合い良い関係をつくること

１　沿革

昭和 22 年 4 月　1 日　創立
　　4 月 22 日　開校（吹田市立吹田第一小学校の一部借用）
　24 年 4 月　1 日　旧千里山中学校校舎に移転（現　千里山西 6 丁目）
　30 年 4 月　1 日　1 日　吹田市立豊津中学校が分離開校
　32 年 4 月　1 日　養護学級（1 学級）開設
　　4 月 22 日　創立 10 周年　校歌制定
　39 年 7 月　　現在の校舎に移転
　43 年 1 月　　運動場の一部拡張
　50 年 3 月　　普通教室 8 教室、特別教室４教室増築完了
　52 年 4 月　　肢体不自由児学級開設
　60 年 9 月　　体育館改修
　62 年 9 月　　校舎大規模改修（教室棟全面改修）
平成　3 年 4 月　　体育館、プール改築
　　5 年 7 月　　普通教室床全面改修（３年計画）
平成　5 年～6 年　　吹田市教育委員会委嘱研究校に指定
　　『小・中学校の連携を中心とした共に学び共に生きる教育の創造めざして』
　　8 年 4 月 20 日　創立 50 周年記念式典
　　7 月　　図書室、音楽室の改装
　　9 年 4 月　　新規定服装制定　　学校努力目標制定
　10 年 8 月　　運動場全面改修
　12 年 8 月　　Ａ棟２階トイレ、養護教室、校長室、職員室改修
　13 年 4 月　　一中校区地域教育協議会設立(校区生徒指導連絡協議会発展的解消)
　14 年 4 月　　新教育課程実施（学校週５日制実施）
　19 年 4 月　　10 日間サイクルの固定時間割に移行
　　7 月　　創立 60 周年記念として集会用テント、相談用椅子机、冷水機等を
　　PTA より寄贈される。
　　8 月　　一部校舎外壁塗装工事完了
　　11月　　学校公開（授業参観）を４限～６限、本校保護者、小学校保護者、地域関係者を
　　対象に実施
　20 年10月　　学校公開（授業参観）を全日（１限～６限）で実施
　21 年 9 月　　Ａ棟耐震化工事完工
　22 年10月　　給食開始
　24 年 8 月　　普通教室２３教室エアコン設置
　　10月　　校舎外壁工事完了
　25 年 9 月　　Ａ・Ｃ棟耐震化工事完了
　26 年10月　　Ａ棟 1 階トイレ改修
令和元年 11 月　　Ａ棟１、２，３，４階トイレ改修
令和 2 年 11 月　　Ａ棟教室、階段改修
令和 4 年 10 月　　Ｂ棟外壁工事、Ｃ棟外壁及び屋上工事、ＢＣ棟廊下工事
令和 5 年 12 月　　体育館、プール、テニスコート改修
令和 7 年 2 月　　体育館空調設備工事完了

２　卒業生総数

23，711名　＜令和7(2025)年4月１日現在＞

３　校区の小学校

吹田市立千里第二小学校　　吹田市立千里第三小学校

4　本校の学校区

・千里山霧が丘　・千里山星が丘　・千里山虹が丘　・千里山月が丘　・千里山松が丘　・円山町
・千里山東１丁目、2 丁目、4 丁目　・千里山東 3 丁目 9 番～11 番　・江坂町 5 丁目　・千里山高塚
・山手町3丁目3番～11番　・千里山西1丁目～5丁目　・千里山竹園町1丁目（25番～28番を除く）

5　教育目標

〇学びあい、支え合い、高め合う中で、より良い自分を見つけることができる生徒を育成する。
〇人権尊重の精神を基盤として、社会とのつながり、その発展に寄与する生徒を育成する。

6　学校努力目標

生 きていく、共 に生 きていく
～考えよう、やってみよう～

7　校章

8　校歌

みどり燃え立つ　千里の山に　高き理想　託しつつ
ただひとすじに　はげみゆく　けがれに染まぬ　若人の
正しき集い　ここにあり

ひざし明るき　桜の丘に　自然の恵み　友として
朝な夕なに　きたえゆく　希望果てなき　若人の
楽しき集い　ここにあり　伸びよ　やさしくすこやかに
とわに光栄あれ　われらのまなびや

9　一中讃歌

みはるかす　摂津北野の
ひかげより　千里の山に
りょうりょうの風は　身をふく
さらば友よ　まなびやの名を
ほがらかに　等しくずせん
若きわれらの　集いよきかな

10　指導の重点

『認知能力と非認知能力へのアプローチ』
（1） 心の教育の充実「多様性を認めあう人間関係作り」
（2）「自立を促し、社会貢献できる」生徒の育成
（3）「主体的に学び続ける」生徒の育成

11　在籍生徒

※令和7（2025）年12月１日現在

1年　7学級	2年　8学級	3年　8学級	支援学級　5学級	計
281	301	312	34（内数）	894

12　教職員数

※令和7（2025）年12月１日現在

58名

この他にアシスタントイングリッシュティーチャー（AET）が配置され、英語授業のサポートをしています。

13　教育課程

（1）年間行事予定　　※令和7（2025）年12月1日現在

4月	入学式・始業式・対面式、離任式、生徒会オリエンテーション、創立記念日(22 日)、3年全国学力・学習状況調査、授業参観、PTA総会	身体測定、内科検診、眼科検診、心臓検診、耳鼻科検診、尿検査、歯科検診、色覚検査（希望者）
5月	部活動保護者会、生徒総会、中間テスト、教育実習、人権講演会	
6月	3年修学旅行、1年・2年校外学習、避難訓練〔不審者〕、進路説明会〔オンデマンド配信〕、期末テスト	
7月	人権視聴覚行事、個人懇談、3年球技大会、終業式	
8月	始業式、実力テスト	
9月	3年大阪府チャレンジテスト、総合文化発表会、中間テスト	
10 月	体育大会、授業参観、生徒会後期役員選挙、3年実力テスト	
11 月	期末テスト	
12 月	個人懇談、1年合唱コンクール、2年職業体験、終業式、	2年AED講習会
1月	始業式、3年実力テスト、1・2年大阪府チャレンジテスト、中学生の主張大会、3年学年末テスト、一中ガイド〔小6体験授業・部活動見学〕、私立高校出願、2年合唱コンクール	2年薬物保健指導
2月	避難訓練〔地震・火災〕、新入生説明会、私立高校入試、公立高校特別選抜、1・2年学年末テスト	
3月	1・2年球技大会、公立高校一般選抜、卒業式、生徒会前期役員選挙、修了式	

※ 行事は実施内容や実施時期を変更することもあります。

（2）日課表

始業	予鈴　8:30　　本鈴（SHR）　8:35
1限	8:50～　9:40
2 限	9:50～10:40
3 限	10:50～11:40
4 限	11:50～12:40
5 限	13:25～14:15
6 限	14:25～15:15
下校	夏季(3～9 月)17:30　冬季(10～2 月)17:00 届出のあるクラブ(夏季 18:30　冬季 18:00)

（4）令和7（2025）年度時間割について

〔時間割の基本〕･･･1 年 1 組　前期

	月	火	水	木	金
1	国	英	英	社	国
2	理	数	社	英	社
3	英	音/美	国	理	技
4	G	道	美	M	体
5	体	体	音	数	理
6	数	家	特	国	数

（3）教科と時間配当表＝令和7（2025）年度

	1 年	2 年	3 年
国　　語	140	140	105
社　　会	105	105	140
数　　学	140	105	140
理　　科	105	140	140
音　　楽	45	35	35
美　　術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
英　　語	140	140	140
道　　徳	35	35	35
特別活動	35	35	35
総　　合	50	70	70
計	1015	1015	1015

〔時間割表の見方〕
＊「G」「M」は不足した授業の補填として確保しています。
＊「特」は特別活動の時間です。
＊行事等で、通常以外の時間割を組むことがあります。
〔少人数指導（習熟度別指導）〕 数学･･･3年生

（5）令和8年度　教科用図書（出版社）

国語		現代の国語 （三省堂）
書写		新しい書写 （東京書籍）
社会	地理	中学生の地理 （帝国書院）
	歴史	新しい社会　歴史 （東京書籍）
	公民	中学社会　公民　ともに生きる （教育出版）
	地図	中学校社会科地図 （帝国書院）
数学		新しい数学 （東京書籍）
理科		未来へひろがるサイエンス （啓林館）
音楽		中学生の音楽・中学生の器楽（教育芸術社）
美術		美術 （日本文教出版）
保健体育		新しい保健体育 （東京書籍）
技術		新しい技術・家庭　技術分野 （東京書籍）
家庭		技術・家庭　家庭分野 （開隆堂）
英語		NEW HORIZON English Course （東京書籍）
道徳		中学道徳　きみがいちばんひかるとき （光村図書）

14　支援学級と特別支援教育

☆本校は支援学級〔ひまわり学級〕を設置しています。一人ひとりの特性や障がいの状況等を的確に把握し、きめ細かな指導の充実を図ります。

☆特別支援教育は、個々の生徒の教育的ニーズに応じて、状況把握と適切な指導に関して、保護者と連携しながら特別支援コーディネーターを中心に支援学級担任や学級担任、教科担当者、介助員等、学校全体で取組みを進めています。何かご相談がありましたら、どんなことでも遠慮なさらずに担任、特別支援コーディネーター、教頭までお申し出ください。

☆すべての生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、共に学校生活を送ることにより、お互いの理解を深めあうことを目標として日々の学習活動を行っています。

☆生徒たち一人ひとりが自他の違いを認め、お互いを尊重しあう態度、相手のことを理解しようとする態度を養うことが大切です。保護者の皆さんにも、温かいご理解をお願いします。

15　生活の決まり

☆生徒の学校生活の望ましいあり方を願い、本校でもいくつかの心得や規則を定めています。これら全ては「生徒心得」に掲載していますが、ここにその一部を記載しておきます。

(1)服装･･･本校規定のもの。(本校で規定するもの以外は、変形服となりますので着用は認めません。)

冬　服	**〔上〕** ブレザー型シングル２ボタン・オリジナルエンブレム付（紺） **〔下〕** 学校制定のズボンまたはスカート
冬服の下	・長袖白無地ポロシャツ（鹿の子編み） ・学校指定のセーター・ベスト・カーディガン
登下校時の防寒着	登下校時のみ、ブレザーの上にコート類の着用を認める。
夏　服	**〔上〕** 半袖白無地ポロシャツ（鹿の子編み） **〔下〕** 学校制定のズボン・スカート
セーターなど	上は半袖又は長袖のポロシャツ、学校指定のセーター・ベスト・カーディガンを着用してもよい。(令和３年度より指定)
ブレザー	夏季（６～１０月）を除いて式典、集会では必ずブレザーを着用する。
着用期間	夏服・冬服とも着用期間を特に定めず、気候に応じた服装とする。また、式典・集会等は上記正装（除夏季）とするが、それ以外の日には、上着としてブレザーを着用せずセーター、ベスト、カーディガンのみも認める。
ソックス	特に定めていない。ただし、運動に適したもの。 ※防寒を目的とした女子のストッキング･タイツは黒･茶色の範囲で着用可。

＊夏季は熱中症予防の観点から、体操服登校を行っています。

(2)靴

①通学靴･･･運動に適したものを使用する。

②校内上履き･･･学校が指定した色のライン入りのもの

※令和８(２０２６)年度　　１年：緑　　２年：青　　３年：赤

(3)カバン・・・学生カバン、スポーツバッグ、リュック形状のものなどいずれも可。色・形の指定はありません。サブバッグも特に指定はありません。

(4)身だしなみ・・・全体に清楚な身だしなみを基調とします。化粧、装飾品などは禁止。頭髪は、中学生にふさわしい髪型で、着色・染色・脱色、パーマなどは禁止。髪留めは、ヘアゴム・ヘアピンのみ。

(5)昼食

・下記①～③の、いずれかの方法で昼食を用意してください。

①選択制の中学校給食を前もって予約注文（インターネット・マークシート）する。

②弁当を持参する。

③校内購買部で、パン・おにぎり・牛乳・ジュースを昼食用として購入する。

・購買部での販売は、当日朝の予約販売があります。予約しない時、売り切れの場合があります。

・①の給食については、「１６．給食について」をご覧ください。

(6)通学

①通学路は指定していません。　交通ルールを守り、信号や交差点では、特に注意してください。

②通学途中で踏切を渡る生徒は、特に無理な通行をしないようくれぐれも注意してください。

③登下校時の買い食いは禁止です。

④自転車通学は認めていません。自転車を使わなければならない場合は、担任にご相談ください。

(7)所持品・・・学用品、所持品には必ず記名してください。不必要な品物・金銭は持ってこないこと。

(8)学校との連絡

①欠席・遅刻・早退等の場合は、午前８時２０分までに「さくら連絡網」へ保護者が入力してお知らせください。午前８時２０分を過ぎたときは電話で保護者が直接学校へ連絡してください。生徒本人からの電話連絡は後に保護者に確認させていただく場合があります。

②学校での発病・けがに備えて、緊急連絡先を生徒本人が把握できるようご家庭でもお伝えください。

③学校への電話連絡は、平日午前８時００分～午後５時００分の時間帯でお願いします。この時間帯以外と学校閉庁日、１２月２９日～１月３日につきましては、留守番機能のない音声アナウンスによる対応となります。電話対応時間外において、生徒の事件・事故等の緊急対応を要する場合は警察、消防・救急へ連絡ください。学校に緊急連絡が必要な場合は、グリーンホスピタルサプライ吹田管制センター（０６－６３１８－９１２１）へ連絡ください。

＊電話対応時間外でも必要により学校から保護者・地域の方へ連絡する場合があります。

＊電話対応時間外での御相談を希望される場合は、事前に学校へご連絡ください。

＊学校行事や緊急対応等の際には、音声アナウンスの設定時間を変更することがあります。

(9)メール配信

☆不審者情報、緊急連絡、重要な配付物の連絡等のために、「さくら連絡網」の一斉メール配信を行っています。小学校で登録されている方も、本校に兄弟姉妹がいる生徒も改めて申請が必要です。新規の方の登録方法等は別途ご案内します。

16　給食について

吹田市では、中学校給食を実施しています。この給食は小学校の給食のように全員が同じ給食を食べるのではなく、給食を希望する日を選んで１ヶ月ごとに申し込む「選択制」です。

1. 給食内容

メニューは１種類で、主食（ご飯)、副食（おかず４～５品)、牛乳がつきます。

民間の調理業者が自社の工場で調理し、ランチボックスに詰めて学校の配膳室に配送します。配送された給食は、４時間目終了後、配膳員が配膳室で注文した生徒に食券と引き換えに渡します。昼食後生徒はランチボックスを配膳室まで持っていき返却します。おはし（日によってはスプーン）は、生徒各自が用意します。

2. 給食費

１食当たりの保護者負担額は２００円です。(※中学校給食費は１食４００円ですが、令和８年度４月分から３月分までは給食費の半額補助を吹田市が実施します)

前月１５日までに、近くのコンビニエンスストアから専用の納付書を使って１０食、２０食、４０食、６０食のいずれかの単位で代金を納付します。事前に納付しないと給食の予約はできません。納付した２日後から予約することができます。なお、この払い込みはその月に使い切らなくても卒業時まで（または転出時まで）繰り越しになりますので、今月１０食、翌月５食、翌々月５食などの使い方もできます。

3. 申込方法

①「吹田市中学校給食登録申請書」を学校に提出します（随時出すことができます)。

②提出した方には、給食の予約に必要な「インターネット認証情報通知書」「マークシート」「納付書」「献立表」が自宅に送られてきます。

③予約方法

☆マークシートの場合・・・予約したい日の前月１５日までに、学校の配膳室のマークシート予約ボックスに入れてください。

☆インターネットの場合・・・パソコン・携帯電話のインターネットを通じて「吹田市ホームページ」→「子育て・教育」(※携帯電話は画面下部のメニュー内にある「子育て・教育」を選択）→「教育委員会」→「中学校給食予約システム」にアクセスするか、直接 **http://www.chugakukyu-suita.jp** にアクセスして予約することができます。予約したい日の前月２０日までに予約してください。月の後半（１６日～月末）分を追加予約できます。当月の５日までにインターネットで予約してください。このページでは、自分の予約状況や給食費の残高なども確認することができます。

4. 給食の受取など

①予約した生徒には、毎月下旬に翌月分の食券をＢ棟１階の配膳室で配付します。

②食べる日は、配膳室で食券と給食を引き換え、教室で昼食をとります。

③昼食終了後、各自容器を配膳室まで返しに行きます。

④全員揃っての給食ではないので、給食当番等はありません。予約した個々の生徒が配膳室に受け取りに行き、食べた後自分で配膳室に返却します。

17　相談室（心のほっとステーション）

子どもを取り巻く環境が著しく変化し、心身の健全な成長を阻害する要因が増えています。また、学校教育を取り巻くさまざまな問題に対応するとき、保護者や教職員だけではなく、専門的な知識や技能を持つ人たちの協力を必要とする場合もあります。そこで、さまざまな状況にある子どもたちをケアし、心を支える専門家として、吹田市立教育センターでは教育相談を実施しています。

さらに、本校には教育相談員（スクールカウンセラー）が週に１回配置されています。子育てや子どものことで困っておられること、悩んでおられることがありましたら、ぜひご相談ください。

☆教育相談員（スクールカウンセラー＝ＳＣ）　・予約は担任・教頭までご連絡ください。

・概ね週１回の派遣で、さまざまな子どもや保護者、教職員からの相談を受けています。

《対　象》　生徒、保護者、教職員

《来校日》　毎週水曜日（令和７年度）→長期休業中や祝日、学校行事などで設定のない時もあります。

《場　所》　本校Ａ棟２階　相談室　「心のほっとステーション」

《相談者》　スクールカウンセラー（ＳＣ）　（臨床心理士）

18　緊急時の対応

本校では、警報発令時及び地震発生時には、次のような緊急措置とさせていただきますので、各ご家庭では下記により登校等の判断をしていただきますようお願いいたします。

1. 台風等の場合･･･吹田市に暴風警報または大雨特別警報が発令された場合

（1）午前７時の時点で警報発令の場合･････自宅待機

（2）午前９時までに解除された場合･･････解除の時点で登校

（3）午前９時までに解除されなかった場合･･･臨時休業

※「暴風」以外の「大雨」「洪水」などの警報の場合は、周囲の状況に十分注意しながら登校してください。

※登校後に暴風警報または大雨特別警報が発令された場合は、原則としてその時点で下校します。

2. 地震の場合

Ａ:「震度５弱」以上の大規模地震が吹田市に発生した場合

（1）登校前･･･臨時休業とします。各ご家庭で安全確保に努めてください。

(2)登校中･･･危険な場所を避け、安全な場所に一時避難する。その後揺れが収まったら、学校か自宅の近い方に向かってください。その際、落下物等に注意し、壊れそうな建物や塀、地割れ等に近づかないようにしてください。

(3)在校時･･･学校内の安全な場所に避難誘導します。学校や周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、原則保護者引き取りとします。保護者引き取りが難しい場合は、ご近所・お知り合い同士で代理の引き取りも可能とします。双方の保護者で連絡確認をお願いします。保護者引き取りがない場合は、原則学校で待機させます。教職員が保護者と連絡を取り、その後の対応を相談します。

(4)下校時･･･原則として「(2) 登校中」と同じように行動してください。

B:「震度５弱」未満の地震(余震)が吹田市に発生した場合

・原則として臨時休業にはしませんが、学校及び地域の被害状況等により、生徒の安全確保の上から臨時休業の措置を取ることもあります。

・地震では予期できない事態が発生することがあります。各家庭で状況を判断し安全確保に努めてください。

19 不審者情報

(1)前日以前の情報→終礼等で注意→正確な情報を伝え、下校時の注意を促します。

・場合により教職員がパトロールします。

・警察にも連絡し、パトロールの強化を要請します。

・状況に応じて、プリント・「さくら連絡網」の一斉メール、ＨＰで連絡します。

(2)当日の情報→状況により、学校待機をさせ保護者引き取り・一斉下校・集団下校（教職員引率）を実施します。また、状況に応じて文書、「さくら連絡網」の一斉メール、ＨＰで連絡します。

20 部活動(クラブ活動)

令和7(2025)年12月現在

・陸上　・野球　・剣道　・男子ソフトテニス　・女子ソフトテニス　・サッカー　・バドミントン

・男子バスケットボール　・女子バスケットボール　・卓球　・吹奏楽　・ESS　・コーラス

・美術　・ダンス

※拠点校部活動

本校にない以下の種目については、下記の学校で参加することができます。

・柔道 ： 第二中学校

・女子サッカー ： 高野台中学校

・水泳 ： 青山台中学校

21　制定品について

●販売店一覧表　　〇…販売あり　×…取扱いなし

販売店名	学生服のワタナベ	谷本運動具店	School Shop Plaza A 吹田店
所在地(吹田市)	出口町27-3	元町7-11	千里山東1-7-13
最寄り駅	阪急豊津駅 徒歩３分	ＪＲ吹田駅 旭通商店街 阪急吹田駅 徒歩10分	阪急関大前駅 徒歩１分
電話番号	06-6386-1152	06-6381-1983	06-6879-1106
営業時間	10:00～18:00	10:00～19:00	12月～5月 11:00～18:30 6月～11月 12:30～18:00
定休日	1月～5月水曜日 6月～12月水曜日・日曜日 (学校長期休業中は 休みの場合有)	木曜日	12月～5月木曜日・祝日・ 隔週日曜日 6月～11月木曜日・祝日・ 日曜日
制服	〇	×	〇
半袖Tシャツ(学校マーク入り)	〇	〇	×
クオーターパンツ	〇	×	×
トレーニングシャツ(長袖・学校マーク入り)	〇	×	×
トレーニングパンツ(長ズボン)	〇	×	×
体育館シューズ	〇	〇	×
上靴	〇	×	×
水着	×	〇	×

●各体操服・体育館シューズ・上履の校内販売について

例年3月中旬頃の指定日に本校正門玄関前にて業者販売を予定しております。

詳しくは3月初旬頃、業者よりご案内文書を配布予定です。

・日本ユニフォーム株式会社　TEL06-6231-6722

・谷本運動具店　TEL06-6381-1983

●水着販売について

例年5月下旬頃の指定日に本校正門玄関前にて、水着及び水泳関係物品(水泳帽・ゴーグル・ネームゼッケン等)の業者販売を予定しております。

詳しくは5月初旬頃、本校体育科よりご案内させていただきます。

●価格一覧表　消費税込　（令和8（2026）年1月現在）

【冬服】

①ブレザー　（男子型）	¥24,200	
②冬スラックス　（男子型）	¥16,200	
③ブレザー　（女子型）	¥24,200	
④冬スカート	¥16,200	
⑤冬スラックス　（女子型）	¥16,200	

【夏服】

⑥夏スラックス　（男子型）	¥14,400
⑦夏スカート	¥14,400
⑧夏スラックス　（女子型）	¥14,400

＊ー昨年度よりブレザーに関しては生地・仕様が一部変更されました。

【ニット類】

⑨ベスト・紺　（男女兼用）	¥5,000	
⑨ベスト・グレー　（男女兼用）	¥5,000	
⑩セーター・紺　（男女兼用）	¥6,300	
⑩セーター・グレー　（男女兼用）	¥6,300	
⑪カーディガン・紺　（男女兼用）	¥7,400	
⑪カーディガン・グレー　（男女兼用）	¥7,400	

【自由購買型】

長袖ポロシャツ　（男女兼用）	¥4,000
半袖ポロシャツ　（男女兼用）	¥3,900
ベルト クラリーノ　（男女兼用）	¥2,200

●上靴の業者指定はありません。

但し学年別の色ラインの入ったものを購入してください。（ 新1年生→緑　新2年生→青　新3年生→赤 ）

●その他リコーダーなど各教科で必要な物品については年度途中にご案内させていただきます。

●体操服について、令和4年度の1年生より変更しております。

【価格表】

品名	販売価格	適用
トレシャツ（トレーニングシャツ）	4,650円	個人ネーム入り
スラックス（トレーニングパンツ）	4,050円	
半袖シャツ	2,600円	個人ネーム入り
ハーフパンツ	2,900円	

品名	販売価格
体育館シューズ	2,900円
上靴（青）	1,800円

（消費税10%込）

22　学校徴収金について

保護者に負担していただく費用として、「学校徴収金」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・生徒会費・PTA会費）があります。学校徴収金は、各学校が購入する教材等を決めるため、各学校が納入金額を決定します。

学校徴収金は、口座振替（自動払込）により、吹田市教育委員会に納入していただきます。

（**学校に現金を持参しても納入できません。**）

➢ 学校徴収金の納期

期別	口座振替日（納入期限）	再振替日
第１期	5月25日	6月15日
第２期	6月25日	7月15日
第３期	9月25日	10月15日
第４期	11月25日	12月15日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➢ 学校徴収金の納入金額

１年間に必要な金額を第１期から第４期までの４回に分けて納入していただきます。

詳細は４月下旬に改めてお知らせします。

参考として令和７年度の１年生の年間金額は下記のとおりです。

※参考（令和７年度１年生の場合）

費目	年間納入金額	備考
① 教材費	約 31,000 円	学年により異なります
② 積立金	32,500 円	1・2 年生のみ
③日本スポーツ振興センター掛金	460 円	
④生徒会費	1,200 円	
⑤PTA 会費	一口 3,000 円	一家庭につき一口、令和 8 年度からは一口 2,400 円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は取扱金融機関により異なります。）

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（５万円未満の現金窓口払いの場合 203 円）が必要です。）

➢ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）及び口座振替手数料

銀行名 / 手数料	池田泉州銀行	北おおさか信用金庫	三井住友銀行	ゆうちょ銀行（郵便局）	りそな銀行
口座振替手数料	11 円	55 円	11 円	10 円	11 円

➢ 口座振替の申込手続き

※吹田市立小学校から進学された方で、小学校で「学校徴収金」の口座振替を申し込まれている場合は、引き続きその口座から振替を行いますので、お手続きは不要です。

（１）取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

（取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

（２）① Web での申込み方法（池田泉州銀行は Web 申込みできません）

吹田市ホームページの申込手続のページ（トップページ ＞ 子育て・教育 ＞ 学校 ＞ 保護者負担(学校徴収金、小学校給食費)のお支払い ＞ 口座振替の申込手続(新規の方、変更の方)）を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。（右の二次元コードからもアクセスできます。）

② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡しします。（金融機関の窓口に用紙はありません。）

- 口座振替申込みの注意点
  - 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
  - 兄弟姉妹が口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。なお、兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

❖ その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続き」を参照のうえ、変更後の口座につき改めてWeb申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご留意ください。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。

23 就学援助費制度について

吹田市では、学用品費や校外活動費など、学校で必要な費用の支払いにお困りの方に就学費用を援助する制度を実施しています。給付を希望される方は下記要領で申請してください。この制度には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは QR コードから、市就学援助 HP「小学校・中学校就学援助費制度について」を御覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間｜令和 8 年 4 月 1 日(水)～ 5 月 25 日(月)

※ 一斉受付期間中の申請分は4月分から支給されます。一斉受付期間後も随時申請を受付けますが、受付けた月からの月割支給(減額措置)となりますので御注意ください。受付期間は令和9年2月末日までです。

▲就学援助 HP

やむを得ない場合のみ、窓口にて令和9年3月24日(水)(期限厳守)まで受付けします。(電子申請不可)

① 電子申請｜市 HP から24時間申請が可能です。メールアドレスの登録が必要です。
「@apply.e-tumo.jp」ドメインを迷惑メール設定の解除をお願いします。

② 窓口申請｜平日の午前9時から午後5時まで
吹田市教育委員会 学務課(吹田市朝日町 3 番 吹田さんくす3番館4階)

24　就学援助費認定者への医療券(医療費援助)について

医 療 券（医 療 費 援 助）交 付 に つ い て

就学援助認定世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診した際、医療券を医療機関に提出することで、医療費の援助を受けることができます。受診される前に、学務課に交付申請し、医療券の発行を受けてください。交付申請は①電子申請で受付けします。

詳しくは就学援助 HP を御覧ください。

受診科	医療券の対象となる疾病
眼科	トラコーマ・結膜炎（アレルギー性は対象外）
皮膚科	白せん、かいせん（水虫）、膿かしん（とびひ）
耳鼻科	中耳炎（急性、慢性、滲出性を問わず）、アデノイド 慢性副鼻腔炎（急性、アレルギー性鼻炎は対象外）
歯科	う歯（虫歯）健康保険診療範囲内に限る。歯磨き指導等の予防処置は対象外
その他	寄生虫病（虫卵保有を含む）

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和8年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。給付を希望される方は下記要領で申請してください。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

小学校1年生予定児童

申請期間｜令和8年2月1日（日）から2月28日（土）

①電子申請または②窓口申請で受付けします。詳しくは市 HP を御覧ください。

中学校1年生予定児童（小学校6年生児童）

小学校6年生で就学援助費を受給している世帯が対象です。

◆お問合せ先： 吹田市教育委員会 学務課　電話 ０６－６１５５－８１９６（直通）

25　入学後の転出入について

１．転入

（１） 吹田市外からの転入：保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で転入届を提出すると、「転入学通知書」が発行されますので、転入前の中学校が発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて本校にお持ちください。

（２） 吹田市立中学校からの転入：保護者が吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出すると、「転学（出）通知書」と「転入学通知書」が交付されますので、「転学（出）通知書」を在学校に提出してください。それにより、「在学証明書」と「教科書給与証明書」が交付されますので、「転入学通知書」とともに本校にお持ちください。

（３） 国外からの転入：保護者がパスポート及び印鑑を持参の上、吹田市役所市民課又は各出張所で転入届を提出すると、「転入学通知書」が発行されますので、その「転入学通知書」と前籍校の「在学証明書」及び「教科書給与証明書」を本校にお持ちください。

２．転出

（１） 吹田市外への転出：保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で転出届を提出すると、「転学（出）通知書」が交付されますので、本校に提出ください。本校では、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付しますので、転入先の市区町村役所で手続きののち、転入先の教育委員会が指定した学校に提出してください。

（２） 吹田市内の他の中学校区への転出：保護者が吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出すると、「転学（出）通知書」と「転入学通知書」が交付されますので、「転学（出）通知書」を本校に提出してください。それにより、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付しますので、「転入学通知書」とともに転出先中学校にお持ちください。

（３） 国外への転出：保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で国外移住届（転学届）を提出すると「転学（出）通知書」が交付されます。保護者はこの「転学（出）通知書」を本校にお持ちください。本校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付します。

３．転居届

本校校区内の転居：保護者が本校校区内で転居し、吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出してください。本校への手続き等は特に必要ではありません。（後日、教育委員会学務課から本校に連絡があります。）

４．その他

転出・転入等につきましては、本校又は吹田市教育委員会学務課にお問い合わせください。

26　指定校変更・区域外就学の許可基準

吹田市教育委員会では、市立の小・中学校ごとに学校区を定め、お住まいになられている住所に基づいて学校を指定し就学していただいております。　ただし、下記の基準に該当される場合には、保護者の申し立てにより、指定校の変更・区域外就学を認めています。〔指定校の変更とは、吹田市内で行われる指定校以外への就学をいい、区域外就学とは、他の市町村との間で行われる指定校以外の学校への就学をいいます。〕

なお、指定校変更及び区域外就学を認めるに当たっては、以下の条件を満たすことが前提となります。

１．児童・生徒にとって、学校区の外からの通学が大きな負担とならないこと。

２．通学方法は、徒歩または電車・バス等の公共交通機関の利用、保護者の自家用車での送迎によること。（自転車による通学、保護者が自転車に２人乗りさせての送迎は、原則として認められません）

３．通学時間が片道１時間以内であること。

４．通学する先の学校長が、学校区の外からの通学を内諾していること。

５．通学上の安全確保については、保護者が責任を持つこと。

《基準》

※規模適正化に伴う経過措置等は割愛しています。

※それぞれ申請に際しての必要書類等が異なりますので、希望される場合には、本校及び市教育委員会学務課にご相談下さい。

	届 出 の 内 容	許 可 の 範 囲
1	引越し等により住居を移転したため、校区が変わり転校しなければならないが、引き続き在籍校に就学したい。	(2)中学校 ア、1年生(3学期の終業式まで)は、異動日から学年末まで許可 イ、2年生以降(1年生の3学期終業式以降)は、卒業まで許可
2	融資等のため、住民票を校区外に移したが、引き続き実際に居住している住居がある校区の在籍校に就学したい。	実際の転居まで許可
3	住居(所有、賃貸)している住居を建替える間、校区外に仮住まいすることになるが、建替え後校区内に戻り再入居するので、仮住まい中も引き続き在籍校に就学したい。	ア、一般家屋の建替えについては、工事期間内許可 イ、マンション等の大規模集合住宅の建替えについては、仮住まい開始日から再入居可能日まで許可
4	一定期間内に新しい住居に移転することが決まっているので、あらかじめ新しい住居のある校区の学校に就学したい。	学年当初より転入・転居予定先の学校への就学を許可(概ね半年以内とし、最大当該学年末まで許可)
5	保護者が他校区で店舗等を経営しているため、店舗等のある校区の学校へ就学したい。	小・中学生ともに、必要な期間を許可(ただし、学年が変わるごとに更新の手続きが必要)
5'	保護者の就業等の事情により留守家庭となるため、吹田市内の親戚、縁者が居住している他校区の学校に就学したい。	小・中学生ともに、必要な期間を許可(ただし、学年が変わるごとに更新の手続きが必要)
6	教育的配慮により、他校区の学校に就学したい。	ア、児童生徒ないし保護者等に心身の特別な事情(いじめや身体的な理由等)があるので、教育的配慮により指定校とは異なる学校に就学したい。 イ、保護者の疾病等の事情により児童生徒を他校区に居住する親戚、縁者に預けるが、引き続き在籍校に就学したい。 ウ、兄姉が就学している学校と異なる学校が就学指定校であるが、兄姉と同じ学校に就学したい。

27　PTA規約

吹田市立第一中学校ＰＴＡ規約

第１章 総則

第１条 この会は、吹田市立第一中学校ＰＴＡという。
第２条 この会は、事務所を吹田市立第一中学校内におく。
第３条 この会は、会員が協力して、家庭と学校と社会における生徒たちの健全な成長をはかることを目的とする。
第４条 この会は、前条の目的をとげるため、次の活動をする。
　１ 学校と家庭との緊密な連絡によって、会員相互の研修と親睦をはかる。
　２ 生徒たちの生活環境をよくする。
　３ 教育環境の整備充実につとめる。
　４ その他、前条の目的を達成するに必要な活動をする。
第５条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
　１ 生徒の教育ならびに福祉のために、他の団体及び機関と協力する。
　２ 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為を行わない。
　３ この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
　４ 学校の人事その他管理に干渉しない。

第２章 会員

第６条 この会の会員は、次のとおりとする。
　１ 本校に在籍する生徒の保護者（父母または、それに代わる者)。
　２ 本校に勤務する校長、教職員。
　３ この会の趣旨に賛同し、運営委員会の承認を得た者。

第７条 この会の会員家庭は、会費を納めるものとする。会費は、年額１家庭につき２，４００円とする。
第８条 会員は、すべて平等の権利を有し、義務を負担する。

第３章 経理

第９条 この会の経費は、会費その他の収入によって支出される。
第１０条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。
第１１条 この会の会計年度は、毎年４月１日から始まり翌年３月３１日に終わる。

第４章 役員

第１２条 この会に次の役員を置く。会長１名、副会長２名、書記２名（うち１名は教職員）、会計１名。
第１３条 役員は、総会で選出される。
第１４条 役員の任期は１年とする。
第１５条 役員の任務は、次のとおりとする。
１ 会長は、会務を統理し、この会の代表とする。
２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときその職務を代行する。
３ 会計は、会の財産を管理し、経理事務にあたる。
４ 書記は、会務を処理し、会の記録等の作成にあたる。

第５章 会計監査委員

第１６条 この会の経理を監査するため、２名の会計監査委員をおき、その任期は１年とする。
第１７条 会計監査委員は、総会で選出される。
第１８条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第６章 会議

第１９条
１ この会は全会員家庭をもって構成される。
２ この会の定期総会は毎年１回以上招集し、役員・会計監査委員の選出、予算・決算、規約の改正等の重要事項を審議する。時期は入学式後１か月以内に招集する。なお、この総会を４月総会と称する。
３ 会長が必要と認める場合は、臨時総会を召集することができる。また、会員家庭において必要な場合は、会員家庭の５分の１以上の同意を得て、会長に総会の召集を求めることができる。
４ 総会は、会員家庭の５分の１以上出席しなければ、議事を審議し議決することはできない。ただし委任状をもって出席に代えることができる。
５ 総会の決議は、出席会員の過半数の同意によって行う。
６ 総会の決議は、書面（電磁的記録を含む）によることができる。この場合、会員家庭の５分の１以上の書面提出があり、かつ、提出された書面の過半数の同意があれば、当該議案は可決されたものとみなす。
第２０条 運営委員会は、次のとおりとする。
１ 運営委員会は役員、各学年委員長、各専門委員長並びに校長、教頭のほか教職員若干名、また特別委員会のある場合はその委員長をもって構成される。
２ 運営委員会は、会長が召集する。
３ 運営委員会は、各委員会から提案された活動内容、およびそれにともなう予算配分を討議承認し、また、総会に提案する議案について協議、その他必要な事項の処理を行う。
４ 運営委員会は、毎月１回の定例委員会のほか、会長が必要と認めたとき開催する。
第２１条 特別な事項について必要あるときに、特別委員会を設けることができる。

第７章 個人情報の取扱

第２２条 この会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については「吹田市立第一中学校ＰＴＡ個人情報取扱規則」に定め、適切に運用するものとする。

第８章 細則

第２３条 この会の運営に関する必要な事項は細則として、この規約に反しない限り、運営委員会出席者の過半数の賛成をもって定める。

第９章 改正

第２４条 この規約は、総会において出席会員家庭の３分の２以上の賛成がなければ改正することができない。ただし改正案は、総会の１週間前までに全会員家庭に通知しなければならない。

規約施行昭和 48・4・25
一部改正昭和 60・3・1
一部改正平成 13・6・11
一部改正平成 25・2・14
一部改正平成 26・2・21
一部改正令和 3・2・22
一部改正令和 5・1・17
一部改正令和 7・10・2

細　則

第１章 役員、会計監査委員の選出

第１条 役員候補者、会計監査委員候補者の指名は、次のとおり行う。

１ 指名委員会は、次の１０名で構成される。
① 学級委員６名、学級委員の互選による。
② 教職員２名、教職員の互選による。
③ 運営委員２名、運営委員の互選による。

２ 指名委員は、役員の候補者になることができない。

３ 役員及び会計監査委員は指名委員会において候補者を決定し、4 月総会において選出する。ただし、立候補の意思のあるものは、4 月総会の 10 日前までに指名委員会に届け出るものとする。候補者が定数を超えた場合は、指名委員会がこれを管理し、第 2 条の方法にて選出する。

４ 候補者の指名は本人の同意を得なければならない。

５ 指名委員会は、役員候補者の氏名を総会の１週間前までに全会員に通知しなければならない。

６ 指名委員会は、その任務終了とともに解散する。

第２条 役員、会計監査委員は、総会において出席している会員の単記無記名投票による最高得点者をもって選任する。但し、役員、会計監査委員の候補者がそれぞれ１名の場合は出席者の過半数の議決で選出する。

第３条

１ 役員・会計監査委員の任期は１年とし、再任することを妨げない。

２ 役員・会計監査委員が任期を終了した場合、後任者が就任するまでは、卒業後であっても前任者がその職務を行うものとする。

３ ただし、後任者が就任するまでの期間における卒業後の役員・会計監査委員は、新年度の議決権は有さない。

４ 上記３の期間、卒業後の役員・会計監査委員に関しては、規約第６条３に該当するものとする。ただし、第７条は適用しないものとする。

５ 役員･会計監査委員の転出･事故･病気その他何らかのやむを得ない理由により欠員が生じたときは、運営委員会で後任者を選任することができる。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第２章 委員会

第４条 この会に、次の常設委員会を設ける。

１ 学級委員会 各学級を単位とする活動並びに固有の活動を行う。

２ 地区委員会 学区全域の会員相互、また会員と学校・地域との連絡及び生徒の保護安全を図るための活動をする。

３ 文化委員会 講習会・スポーツ大会・研究会及び生徒の文化活動の助成並びに会員相互の親睦、福利厚生に関する活動を行う。

４ 広報委員会 機関紙その他広報に関する業務を行う。

第５条 特別委員会、各学年の学級委員会、各専門委員会の委員長は、会長が他の役員並びに校長の意見を聞いて、これに委嘱する。ただし学級委員は各学級ごとに２名、広報委員、文化委員は、それぞれ学年を問わず６名以上選出する。各委員会は副委員長１名を、委員の互選により選出する。

第６条 特別委員会は、任務を終わるとき解散する。

第７条 校長は、学校管理並びに教育上随時会議に出席し、意見を述べることができる。

第３章 改 正

第８条 この細則は、運営委員の３分の２以上の賛成がなければ改正することができない。改正の結果は次期の総会に 報告しなければならない。

細則施行昭和 48・4・25
一部改正昭和 60・3・1
一部改正平成 3・3・1
一部改正平成 12・3・1
一部改正平成 13・6・11
一部改正平成 14・6・3
一部改正平成 18・4・19
一部改正平成 22・5・10
一部改正平成 26・2・21
一部改正令和 5・1・17

28 ―中 FAQ

1. 定期テスト

Q1 テストは年に何回ありますか？

定期テスト（１学期中間・期末、２学期中間・期末、学年末）
３年生　　実力テスト（８月、１０月か１１月、１月）
１・２年生　　実力テスト（８月）
例年、３年生で年間８回、１・２年生で年間６回になります。近年、このような回数で行っていますが、時期も含め今後変更することもあります。

Q2 テストの日に昼食は必要ですか？

必要ありません。ただし、最終日はテスト終了後、部活動があります。すぐに部活動が始まる生徒は昼食が必要となります。部活動の開始時刻に間に合う場合は、下校して昼食後再登校している生徒もいます。また、生徒会や係の活動などで昼食が必要になる生徒もいます。

Q3 テスト実施後に授業はありますか？

現在のところ、テスト終了後、その当日に授業を行いませんが、今後、変更の可能性はあります。

Q4 テストの結果はどのように連絡がありますか？

採点終了後、生徒に答案用紙を返却しますのでご確認ください。さらにテストごとに、テスト返却後「素点票」をお渡しします。これには、テストを実施した教科ごとに、個人の得点と平均点を記載しています。また、この素点票を保護者に観ていただいた証として保護者確認欄に押印又はサインをいただき、担任に提出していただいています。

2. 短縮授業期間

Q1 短縮授業はいつ頃ありますか？

１学期（７月中旬）や２学期（12 月中旬）の懇談期間等で短縮授業（午前中授業）を行うことがあります。

Q2 短縮が4限目までの時、昼食は必要ですか？

通常の短縮の場合、昼食をとらずに４限終了後、終礼、掃除で下校になります。したがって昼食はいりません。ただし、そのあと部活動や生徒会活動があるため、昼食を持ってくる方が良い場合もあります。懇談期間中の中学校給食はありますので、申込者は給食を食べて下校、もしくは部活動等に参加となります。

Q3 短縮授業期間中に部活動はありますか？

部活動はあります。ただし、事件事故や警報等の発令など臨時的な短縮の場合、部活動を中止する場合もあります。

3. 部活動

Q1 生徒は全員部活動に所属するのですか？

部活動の参加・所属は希望者です。また、複数の部には所属できません。

Q2 部活動の活動時間は？

普段の日は、授業終了（掃除終了）から夏季（３月～９月）１７：３０、冬季（１０月～２月）１７：００までを活動時間としています。各部活動によって終了時間は多少異なります。届け出がある部活動については、夏季は１８：３０、冬季は１８：００を完全下校時刻としています。

Q3 夏休み、冬休みの活動時間は？

ふだんの登校時刻（８：３５）、下校時刻に準じて活動しています。この時間帯の中で、部ごとに開始時刻・終了時刻を決めて活動しています。なお、部によっては、早朝の涼しい時間帯に活動することや、試合などで遠方に出かけ、この時間帯より帰宅が遅くなることもありますが、保護者には前もって顧問から連絡するようにしています。

4. 行事

Q「総合文化発表会」ってなんですか？

かつては文化祭を実施していましたが、現在は各学年の「総合的な学習の時間」の発表の場として、９月に総合文化発表会を実施しています。令和７年度の舞台発表の部では、各学年と各クラブ（吹奏楽部、コーラス部、ダンス部）の発表を行いました。展示発表の部では、ひまわり学級の作品展示、１・２年生の教科展示、美術部、ESS 部などの発表などを行いました。

Q2 体育大会は保護者が参観することは可能ですか？

ご覧いただくことはできます。ただし、本校では体育大会に限らずすべての行事は**授業の一環**として実施していますので、行事の進行や生徒の活動の妨げになるようなことのないよう、ご理解ご協力をお願いします。
令和７（２０２５）年度は緑地公園陸上競技場で実施しましたが、令和８年度の実施場所は未定です。もし、観覧される場合は、来校される際、保護者カードの着用などにご留意下さい。本校で実施の場合は、駐車場がありませんので自動車の乗り入れは禁止です。自転車・バイクでのご来校もご遠慮願っております。

5. 評価（成績）

Q1 評価（成績）はどのようにつきますか？

本校では評価方法を下記のように行い、また個人の学習の結果の資料を追加して配付しております。

１．通知表の、学期末及び学年末に記載する各教科の学習の記録の「評価・評定」は、それぞれの教科の評価規準に基づく「到達度評価」とします。
２．各教科の評価は、「観点別学習状況」について三段階評価とします。
３．各教科の評定は、観点別評価に基づき五段階評定とします。観点や評価規準につきましては、後日「学年だより」等に掲載します。
４．評価・評定は、１・２年は１・２学期それぞれの学期、３学期は通年（１・２・３学期）で行います。３年は１学期、２学期は１・２学期の通算、３学期は通年（１・２・３学期）で行います。
５．「集団内での学習状況」をお知らせするために、テストごとに「度数分布表」を配付します。

Q2 テストの点はすべて（実力テストも）評価（成績）に反映されるのですか？

テストには、中間や期末などの定期テストと、実力テストがありますが、どのテストも評価の対象としています。ただ、どのテストも同等に扱うか、定期テストを重視するかは、それぞれの教科で決めます。

Q3 テストの点数以外に評価の対象となるものはありますか？

あります。授業での小テスト（確認テスト、単元テスト、復習テスト）、宿題やプリントや作品などの提出物、忘れ物や授業中の様子、実技教科では実技テスト、授業に関わるすべてが評価の対象となります。ただ、それぞれをどのような割合で評価に反映するかは、それぞれの教科や単元で異なっています。毎年４月のおたよりなどで、「評価規準」等を配付していますので、それも参考にして下さい。

6. 学校生活

Q1 学校に忘れ物をした時、どのような服装で取りに行けばいいですか？

放課後や休みの日でも、制服で来て下さい。土日や夏休み中などに部活動で登校するときは、部のユニフォームや練習用の服装で登校することもできます。

Q2 制服など学校で決められているものはどこで買えますか？

このハンドブックに記載してあるお店でご購入下さい。なお、サイズ等によっては在庫がない場合もありますので、あらかじめ電話等で確認されることをお勧めします。

29　携帯電話・インターネットについて

保護者の皆様へ

近年、SNS やスマホ、PC ゲームなどによる人間関係のトラブル、スマホ依存による学習時間の減少など、問題が後を絶ちません。携帯やスマホを与える場合は、お子様と必ず利用ルールを決めるようにお願いします。

例

我が家のスマホ・ケータイの七箇条

一、夜 10 時以降はスマホを触りません。
一、勉強中、食事中はスマホを触りません。
一、スマホの保管、充電場所はリビングにします。
一、家にいるときは、家の電話を使います。
一、自分が言われたら嫌だと思うことは送らないし、書き込みません。
一、SNS 上に個人情報（名前、住所、写真など）を書き込みません。
一、スマホに頼らず、大切なことは直接会って伝えます。

ルールを破った場合は、○日間スマホを没収されても文句を言いません。
以上のことを守り、正しくスマホを使うことを誓います。

年　　月　　日　名前〔　　〕

○携帯電話の校内への持ち込みについて

本校では、「災害時」や「犯罪に巻き込まれる」などの緊急時用に、保護者に同意をいただいたうえで、携帯電話の所持及び緊急時の使用を許可しています。緊急時以外の使用は許可しておりません。詳しくは、入学後、生徒に説明いたします。

30　不登校ポータルサイト紹介（相談・支援先一覧）

保護者のみなさまへ

不安や困りごと、ありませんか？

～不登校は誰にでも起こり得ることです～



学校に行きたがらない

- 学校から帰ってくるといつも疲れている
- 学校に行こうとすると頭やお腹が痛くなる
- 家や自分の部屋から出たがらない

子供への接し方が分からない

- 子供に学校に行くよう働きかけてよいか
- 学校に行かない（行けない）理由を聞いてよいか
- 理由を聞いてもよく分からない／答えたがらない
- 家庭学習を続けるべきか
- 誰にも相談できない

心配な状態が続いている

- ゲームやSNSに没頭して昼夜逆転している
- 学習の進度が遅れ、学校の授業についていけないのでは
- このままでは将来、進学や就職ができないのでは

気軽にご相談ください



吹田市 不登校ポータルサイト

開設しています

不登校は誰にでも起こり得ることです。しかし、実際に自分の子供が学校へ行かなくなったら「ずっと行けないままだったらどうしよう？」「将来どうなるのだろう？」と不安を感じることと思います。『吹田市不登校ポータルサイト』では、子供たちの社会的な自立に向け、相談や支援・行政の取組みなど様々な情報につながりやすいよう、各種相談支援の概要やリンク等を掲載しています。

吹田市教育委員会

学校での相談・支援

学校には相談できる各専門家がいます。登校という結果のみを目標にするのではありませんが、まずは担任を含めた学校へご相談ください。

出張教育相談員/スクールカウンセラー(SC)

児童生徒の心のケアや保護者等の悩みを相談することができます。臨床心理士や公認心理師などの資格を有しており、小・中学校とも、出張教育相談員、またはスクールカウンセラーが週1回程度派遣されています。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒やその保護者に対し、福祉的な支援をコーディネートする専門家です。必要に応じて福祉の窓口へつないだり、手続きの補助をすることもあります。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有しており、各小・中学校に週1回程度配置されています。

いずれも、相談を希望される場合は在籍している学校へご連絡ください。



吹田市の不登校相談・支援

名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市立 教育センター	不登校や情緒、発達、いじめ等で悩んだり困ったりしている子供や保護者からの相談(電話相談・来所相談)	TEL：06-6170-1579※来所相談は要予約 時間：平日及び第3日曜日の9:00～17:00 来所相談のみ、木曜日は21:00まで可 所在地：佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター(DRCsuita)内
	個別または小グループでの活動や学習を行う教育支援教室「あるくの森」の開室/家庭訪問活動	TEL：06-6170-1575 時間：月～金 9:00～17:30 所在地：同上 ※入室申込は学校を通しての手続となります。

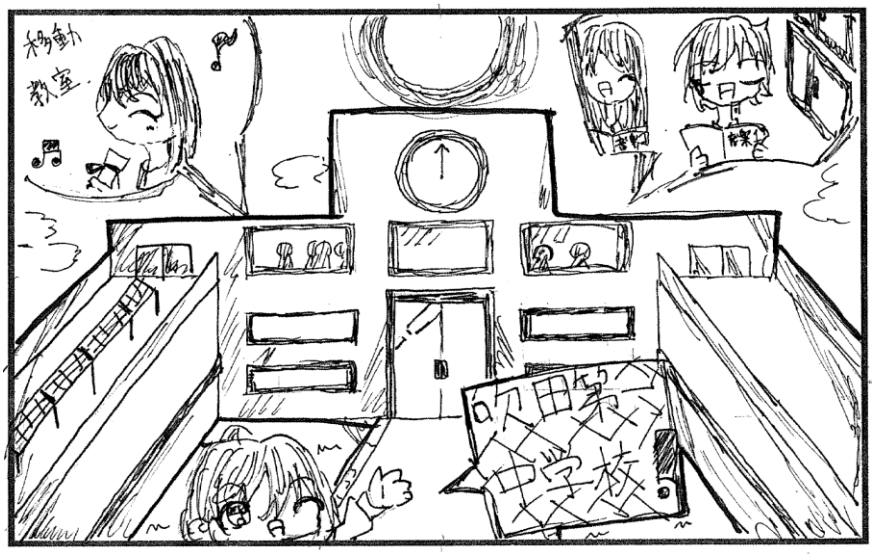
その他の相談・支援

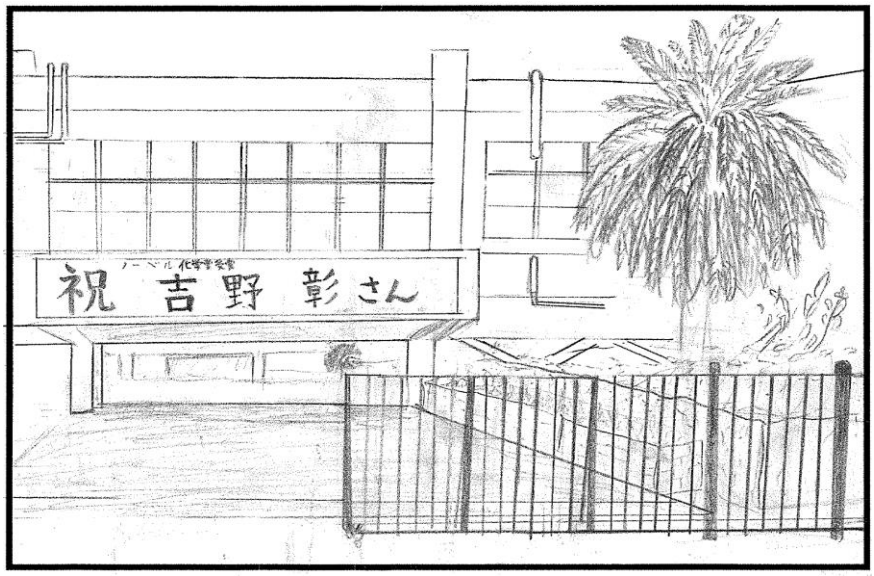
『吹田市不登校ポータルサイト』で紹介している内容の一部を掲載しています。

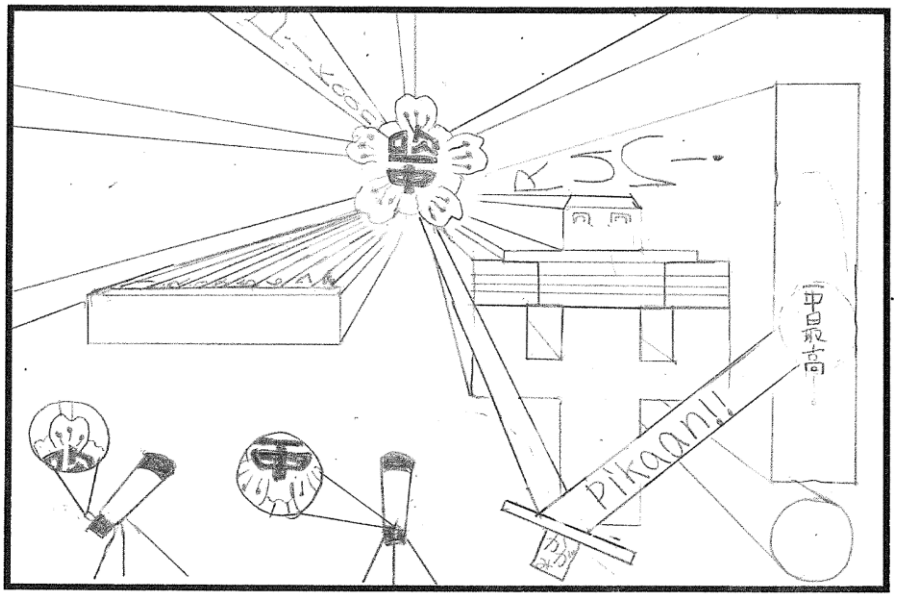
	名称/所管課	概要	お問合せ先
吹田市	子ども・若者総合相談センター ぷらっとるーむ吹田(青少年室)	悩みを抱える子供・若者(39歳まで)とその家族を対象とした相談・支援	TEL：06-6816-8534 時間：月～土10:00～20:00(日祝は要予約) 所在地：山田西4-2-43ゆいぴあ(吹田市立子育て青少年拠点 夢つながり未来館)2F
	こども発達支援センター 地域支援センター	発達や療育についての相談や支援	TEL：06-6339-6103 時間：月～金 9:00～17:30 所在地：片山町2-11-40
	すこやか親子室	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所受給者証交付手続き	TEL：06-6170-7224 時間：平日9:00～17:30 所在地：出口町19-2吹田市保健センター3F
	地域保健課	こころの健康相談：精神保健福祉士、保健師等が相談に応じる (家族からの相談も可)	TEL：06-6339-2227(面接は予約制) 時間：平日9:00～17:30 所在地：出口町19-3(吹田市保健所内)
	家庭児童相談室	家庭児童相談・ヤングケアラーの相談 家庭支援事業(子育て世帯家事・育児支援、子育て短期支援(短期入所生活援助や夜間養護等))	TEL：06-6384-1472 時間：平日9:00～17:30 所在地：出口町19-2 吹田市立総合福祉会館
	生活福祉室	生活困窮世帯の子供とその保護者に対する生活や養育に関する支援 高校等への進学に向けた学習支援	TEL：06-6384-1350 時間：平日9:00～17:30 所在地：泉町1-3-40吹田市役所 低層棟1F
	障がい福祉室	障がい福祉サービスの利用に関する相談	地域の身近な相談窓口として、市内6ブロックに障がい者支援センターを設置。詳細は右記。
大阪府	さわやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般 (保護者専用)	TEL：06-6607-7362(さわやかホットライン) 06-6607-7361(すこやかホットライン) 時間：平日9:30～17:30 所在地：大阪市住吉区苅田4丁目13－23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室
	すこやか ホットライン	不登校を含めた教育相談全般 (子ども専用)	
	すこやか 教育相談24	不登校を含めた教育相談全般 (時間外対応)	TEL：0120－0－78310 (平日の上記相談時間以外や土日祝日)

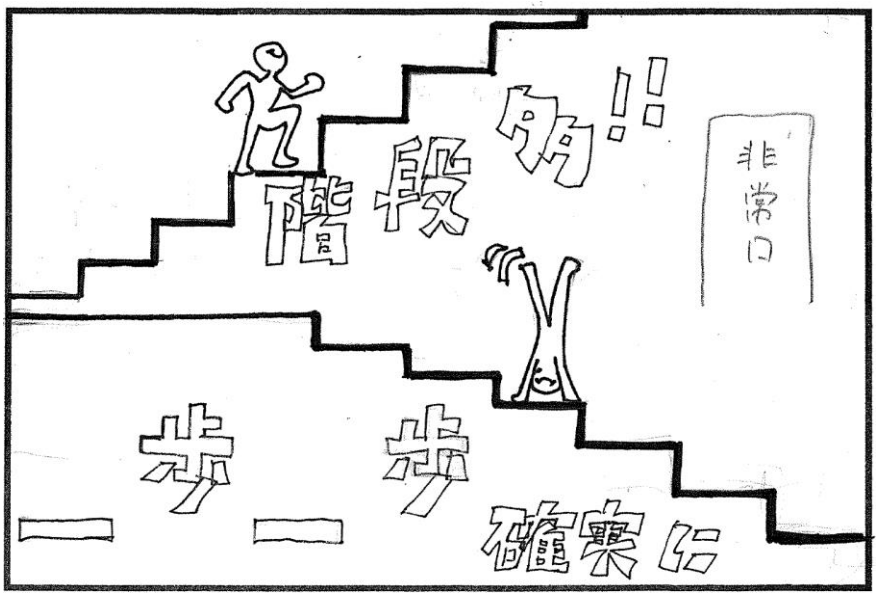
お問合せ先　吹田市教育委員会 学校教育室 子供支援グループ
(所在地：吹田市朝日町3-415)
TEL 06-6155-8192
FAX 06-6155-8872

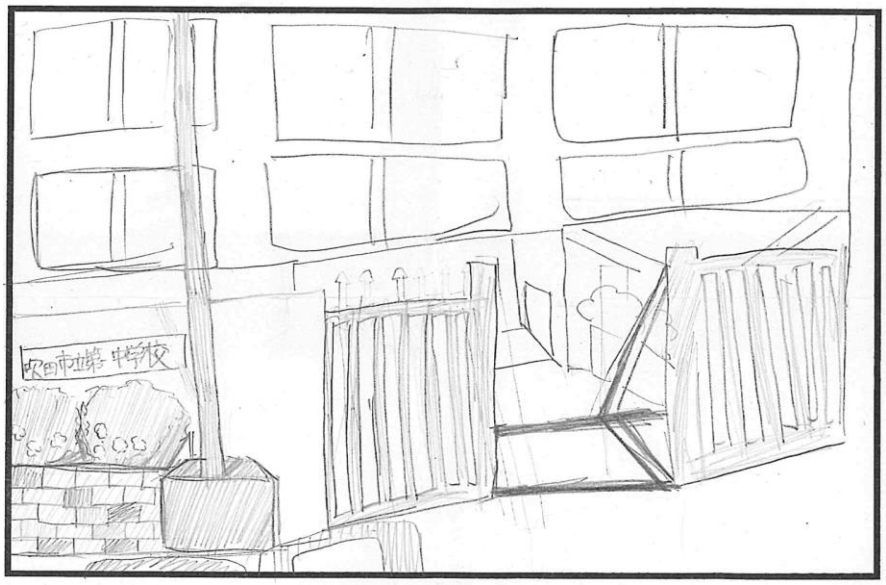
※　現(令和７年度)１年生が新(令和８年度)１年生に向けて描いてくれたイラストです








階段
!!
非常口
一歩一歩
確実に


吹田市立第一中学校

吹田市立第一中学校

学校努力目標

生きていく　共に生きていく

～考えよう　やってみよう～

製　　作
吹 田 市 立 第 一 中 学 校
吹田市教育委員会　学校教育室

発　　行
令和８(2026)年１月３０日
吹田市立第一中学校

【追加・修正】
３月27日　給食費修正
６月２日　緊急時の対応修正
９月18日　制服販売店定休日修正　他

一中 HANDBOOK 作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。
※「片小ナビ　～保護者のための片山小学校ガイドブック～」
大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行
※吹田市立小学校～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～